

平成31年度「地域福祉活動推進プロジェクト」実施要領

社会福祉法人 山形県共同募金会

第1 目的

地域福祉の推進や社会課題の解決に向けて取り組んでいる団体に対し、共同募金運動への参加を募り、1月から3月までの3ヶ月間において、参加団体が行う活動の趣旨、必要性を住民に訴えることを通じて募金活動を展開することにより、団体活動に要する資金を確保するとともに、社会福祉の一層の推進を図るものとする。

第2 参加団体の要件

(1) 対象となる団体は、次の様な活動等、「地域福祉を推進するための活動」や「社会課題を解決するための活動」を山形県内において行う非営利の民間団体とし、山形県共同募金会（以下「本会」という。）が認定した団体とする。

- ①児童健全育成に関する活動
- ②母子及び寡婦福祉に関する活動
- ③高齢者福祉に関する活動
- ④知的障害者福祉に関する活動
- ⑤身体障害者福祉に関する活動
- ⑥生活困窮者支援活動
- ⑦難病者支援活動

(2) 次の活動は対象外とする。

- ①会員、構成員同士の親睦を目的とした交流活動
- ②営利目的に行う活動
- ③政治、宗教活動
- ④他団体、組織への助成を目的とした活動
- ⑤公的制度内における活動

第3 参加申請

(1) 参加申請書の提出

参加希望団体は募集期間内に「参加申請書（様式1）」を活動拠点の所在する市町村共同募金委員会に2部提出すること。当該市町村共同募金委員会は、提出された申請書1部に「副申書（様式2）」を添えて令和元年7月12日（金）まで本会に提出するものとする。

(2) 募集期間

令和元年6月3日（月）から6月28日（金）までとする。

第4 参加団体の決定

参加団体の決定は、令和元年8月開催の配分委員会において審査の上、決定することとし、「参加事業審査結果通知書（様式3）」により、参加団体に通知することとし、上記第3（1）により参加申請書の経由のあった当該市町村共同募金委員会には、別途通知するものとする。

第5 募金活動期間

本プロジェクトの共同募金運動期間は、令和2年1月1日（水）から3月31日（火）までの3ヶ月間とする。

第6 助成事業実施期間

本プロジェクトの助成事業の実施期間は、令和2年5月1日（金）から令和3年3月31日（水）までとする。

第7 助成対象経費

参加団体が実施する本実施要領第2（1）に掲げる活動に要する次の経費を助成対象とする。

（1）対象経費

- ①会議費・報償費・旅費
- ②対象事業に要する人件費
- ③備品購入費
- ④通信費・運搬費
- ⑤印刷費・保険費

（2）対象外経費

- ①参加団体の組織運営に係る管理経費・人件費
- ②飲食費（子供食堂の様な事業に伴うものは対象とする場合もある）

第8 募金活動

参加団体は、専用の郵便振替用紙付きチラシ等により、地域福祉活動の必要性を訴え、その活動に必要な資金について募金を呼びかける。なお、募金活動に使用するチラシ等については、本会に事前協議のうえ、作成することとする。

第9 助成金

助成金は、「助成基本額」と「募金実績に応じて定める加算額」との合計額とする。

- （1）1団体当たりの助成申請額（募金目標額）は、20万円以上（10万円単位）とする。

(2) 助成基本額

助成基本額は参加団体に寄せられた募金額から事務手数料（募金額×1/10）を控除した額とする。ただし、募金額が10万円未満の場合は、適用しないこととする。

(3) 募金実績に応じて定める加算額（目標額をクリアした場合に限る）

本会の予算の範囲内において加算することとし、算定方法は原則として次のとおりとし、加算額の上限は50万円とする。

募金実績額	本会からの加算額
10万円未満	なし（募金額のみ）
10～20万円未満	募金目標額×1/3
20万円以上	募金目標額×1/2

(ex. 1) 目標額 20万円 →募金額 8万円の場合＝助成額 8万円

(ex. 2) 目標額 50万円 →募金額 60万円の場合＝助成額 79万円 (A)

・(A) = 60万円 - 6万円 (B) + 25万円 (C)

・60万円×1/10 = 6万円 (B：事務手数料)

・50万円×1/2 = 25万円 (C：加算額)

(ex. 3) 目標額100万円 →募金額100万円の場合＝助成額140万円

(4) 一般配分との関係

本プロジェクトの助成を受けた法人・団体については、当該年度の共同募金一般配分やNHK歳末配分の対象外とする。

第10 募金額の確定等

(1) 寄付者名簿の作成

本会に仙台貯金事務センターから募金入金のお知らせがあった場合は、2週間毎に当該払込取扱票の写しを関係参加団体に送付するので、これに基づき、各参加団体は、寄付者名簿（様式4）を作成することとする。

(2) 領収書の発行

郵便振替用紙の「振替払込請求書兼受領証」をもって本会の領収書に代えることとするが、申し出により、本会の領収書を別途発行する場合もある。

(3) 募金額の報告

参加団体は、令和2年3月31日（火）付けの募金入金を以って締め切った寄付者名簿を添付し「集金集計報告書（様式5）」を本会に送付する。

(4) 募金額の確定

本会において募金額の確定を行い、「募金額及び助成金計算書（様式6）」を作成し参加団体に送付する。

(5) 募金運動期間終了後の募金

募金運動期間終了後に寄せられた募金については、本会の一般募金扱いとする。

第11 助成金の決定等

(1) 助成事業実施申請書

参加団体は、「募金額及び助成金計算書」を受け取り後、速やかに「助成事業実施申請書（様式7）」を本会に提出すること。なお、実施時期に制約がある場合等、助成決定前に事業に着手する必要がある場合は、「助成事業事前着手届」（様式8）を併せて提出することとする。

(2) 助成事業の決定

令和2年4月開催の配分委員会において各参加団体の助成額を決定し、「助成決定通知書（様式9）」により各参加団体に通知する。

(3) 助成金交付

前項の通知を受けた参加団体は、「助成金交付申請書（様式10）」を本会に提出する。本会は、この交付申請書を受領後、速やかに「助成金交付通知書（様式11）」を参加団体に送付し助成金を交付することとする。

第12 助成事業の変更

助成事業の内容を変更する場合は、「助成事業変更申請書（様式12）」を本会に提出することとするが、募金運動開始後の辞退は認められないこと。

第13 助成事業明示

参加団体が助成事業を実施する場合には、「赤い羽根共同募金」の助成金による事業によるものであることを掲示・明示すること。

第14 事業完了報告

参加団体は、事業完了後、1ヶ月以内に「助成事業完了報告書（様式13）」を本会に提出すること。

第15 助成金の返還

次の事項に該当した時は、助成決定を取り消し、助成金の返還を求めることとする。

- ①助成金を指定事業に使用しない場合
- ②指定事業を中止した場合
- ③助成金に剰余が生じた場合
- ④不法・不正な行為があった場合

第16 監査

本会は、助成事業の実施内容について監査するものとする。

第17 関係書類の保存

助成事業の関係書類の保存期間は、助成事業完了の日の属する年度の終了後5年間とする。

第18 支援策

本会は、HP等に依り当該プロジェクトに関する広報に努める外、参加団体に対し、次の支援を行うこととし、必要に応じて当該市町村共同募金委員会と連携して助言等を行うこととする。

- ①郵便振替用紙付きチラシを作成して提供する。
- ②募金活動用資材(募金箱、のぼり旗、ジャンパー等)を貸与する。
- ③要請に応じ、着ぐるみ(赤い羽根共同募金シンボルキャラクター「愛ちゃん」)を派遣する。